

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年3月31日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年3月31日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド鹿児島本店
鹿児島市新栄町13番8号

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 南九州ヤマダ電機株式会社 代表取締役 折田正二
鹿児島市新栄町13番8号

イ 変更後 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 建物1階 206台
第2駐車場 建物南側 47台
第3駐車場 建物敷地南側隔地立体駐車場3階 23台
第4駐車場 建物敷地南側隔地立体駐車場屋上 132台

イ 変更後 建物1階 239台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 建物南側 72台
イ 変更後 建物1階 16台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 建物南側 210平方メートル
イ 変更後 建物南側 46平方メートル

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 4箇所 建物敷地南側、東側、北側及び西側
3箇所 隔地立体駐車場敷地西側及び南側
イ 変更後 4箇所 建物敷地南側、東側、北側及び西側

3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成29年3月1日

(2) 2の(2), (3), (4)及び(5) 令和2年11月14日

4 届出年月日

令和2年3月13日